

福岡県医発第2140号(地)

平成16年3月5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



診療所における患者の入院について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課長より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、医療法第13条にて「診療所の管理者（医師）は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないように努めなければならない」と規定されておりますが、診療所の医師が、患者の病状等を十分に検討した結果、当該患者が当該診療所において引き続き治療を受けることが適切であると判断した場合は、「診療上やむを得ない事情」に該当するとしたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



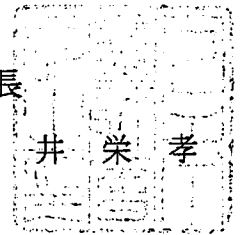
日医発第972号(地 I 265)

平成 16 年 3 月 2 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄 孝



診療所における患者の入院について (通知)

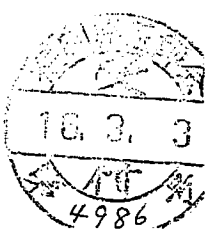
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県・保健所設置市・特別区医政主管部(局)長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

医療法第13条では、「診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないように努めなければならない。」と規定されているところであります。

本通知は、第13条における患者の入院時間の制限についての照会に対し、診療所の医師が、患者の病状等を十分に検討した結果、当該患者が当該診療所において引き続き治療を受けることが適切であると判断した場合は、同条の「診療上やむを得ない事情がある場合」に該当するとしたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



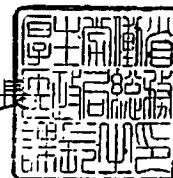


医政総発第 0225003 号

平成 16 年 2 月 25 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



診療所における患者の入院について（通知）

標記につきまして、別添のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区医政主管部(局)長あてに通知しましたので、送付いたします。



医政総発第 0225002 号

平成 16 年 2 月 25 日

都 道 府 県
各 保健所設置市 医政主管部(局)長 殿
特 別 区

厚生労働省医政局総務課長

診療所における患者の入院について（通知）

標記について、別紙 1 の横浜市衛生局長からの照会に対して、別紙 2 のとおり回答したので、御了知願いたい。



衛 地 医 第 383 号

平成 16 年 2 月 19 日

厚生労働省医政局総務課長 様

横浜市衛生局長



診療所における患者の入院について（疑義照会）

医療法第 13 条において、診療所の管理者（医師）は入院させている患者を 48 時間以内に退院させるように努めるべきと規定されています。

しかし、医師が、患者の病状等を十分に検討した結果、当該患者が当該診療所において引き続き治療を受けることが適切であると判断した場合は、同条の「診療上やむを得ない事情がある場合」に該当すると考えられますが、このことについて御教示願います。



医政総発第 0225001 号

平成16年2月25日

横浜市衛生局長 殿

厚生労働省医政局総務課長

診療所における患者の入院について (回答)

平成16年2月19日付け衛地医第383号にて照会のあった標記の件については、貴見のとおりと思料する。